

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

特集 定年制・年金問題

その2 年金問題

6 年金改革に関する労働組合の要求と提言

では、こうした動向のなかで、労働組合側はどんな主張や要求を提起しているか。最後にその点を概括しておきたい。

年金改革に関する労働組合の要求・提言としては、七九年七月に発表された同盟の「年金制度の改革のために——厚生年金改正を中核として」、一〇月に発表された政策推進労組会議の「政策解説シリーズ」(2)「年金——不安のない老後のために」、総評が八〇年二月に発表した「厚生年金制度の改革に関する第一次報告書」などがある。

要求と提言の共通点と特徴点

年金改革に関する以上三つの要求、提言の共通点と特徴点を示せば以下のとおりである。

第一は、ナショナル・ミニマムの設定である。同盟は全産業労働者平均定期給与の三〇%、また、政策推進労組会議は同様三〇%としている。これにたいし総評は三五%としている。

第二は、基本年金額は、定額部分と所得比例部分の二本だてとし、所得比例部分に年金点数制(年金ポイント)を採用している。ただし、政策推進会議は、比例部分に関しては、これを加入期間比例部分と所得比例部分の二本だてにしている。そして年金ポイント制は所得比例部分に適用している。

第三は、給付水準を標準者と最低保障年金および加入期間にたいする保障率で定めている。標準者について、同盟は、調整措置を講じながら将来は三〇年の被保険者期間を考えている。標準者(単身者)の給付水準は、全産業平均定期給与の六〇%としている。政策推進会議は、加入期間二〇年を標準年金とし、定額部分(年金最低保障額)と加入期間比例部分で全産業平均定期給与の六〇%としている。また、加入期間三〇年で七〇%、四〇年で四五%の保障率を設けている。総評は、給付水準の基準を、加入期間の三〇年、年金算定の基礎になる平均年金点数一のものにおいている。そして年金額は、全産業平均の年間現金給与総額(一時金は年間五ヵ月を基準)の四五%以上としている。最低保障年金額を全産業平均定期給与の四〇%とし、所得・期間比例部分をふくめ、加入期間二〇年で全産業平均定期給与の五七%、三〇年で六八%、四〇年で七九%の保障率を設定している。総評の年間現金給与総額の四五%は、同盟、政策推進労組会議の全産業平均定期給与の六〇%と同じ考え方に立つものである。

第四は、年金ポイント制の採用である。

同盟、総評がポイント制を採用している所得・期間比例部分は、期間比例部分に関して、同盟は標準者(加入期間三〇年)を基準にして、各人の加入期間に応じて増減する方法を用いている。増減率は一年につき三%である。総評は、年金額の最高限度を全産業平均定期給与の一五〇%と規制する方法を用いている。政策推進労組会議は、年金ポイントの比重を軽くし、格差を縮め、マイナスの

人はゼロに、最高は〇・三にしている。したがって所得比例部分は最高でも全産業平均定期給与の九%どまりである(全産業平均定期給与の三〇%である定額部分の〇・三)。他と比べて低賃金層には有利な年金額の算定法になっている。なお、年金ポイントは、同盟は最高位三年を抽出し、その平均を用い、政策推進労組会議は退職前二〇年間のうち、最高五年間の平均、総評は退職前二〇年間のうち、もっとも高かった年次の前後五ヵ年平均を用いている。

第五は、スライド制は、年金ポイント制の導入で、当然のことながら賃金スライド制になっている。

第六は、いずれも婦人の年金権については、明確な考え方を示していない。ただし、同盟は、標準者が配偶者をもつ場合の年金水準は、全産業定期給与の七五%としており、ナショナル・ミニマムについて、夫婦は単身者の一・五倍という新たな方式を設けることにしている。したがって、妻は加給年金の対象から除外し、扶養を要する子についてのみ加給年金(児童手当と同額)を支給するようにしている。また、政策推進労組会議は、配偶者の加給年金は現行程度とし、扶養する子どもについては標準年金の二〇%を加給年金として支給するようにしている。遺族年金について同盟は、定額部分に所得比例部分の五〇%を加算するようにしている。政策推進労組会議は、老齢年金額の八〇%に引き上げるようにしている。

第七として、総評が企業年金を職域年金として位置づけ、公的年金の付加年金として、法的措置を講ずるよう提言しているのは、他にみられない点である。

三つの組織の主張

以上が、年金改革に関する労働側提言・要求の共通点、特徴点のあらましであるが、参考のため、これら三組織の主張の骨子を紹介しておきたい。

【同盟の「年金制度の改革のために」(骨子)】

(1)老齢年金の水準

(1)老齢年金の水準は、標準者(単身)について、男子一人当り平均定期給与の六〇%とする。

(2)標準者が配偶者をもつ場合は、その水準は男子一人当り平均定期給与の七五%とする。このためナショナル・ミニマムについて、夫婦二人は単身者の一・五倍とする新たな方式を設ける。

(2)ナショナル・ミニマムの導入

(1)年金は、定額部分と所得比例部分との合算額とする。

(2)定額部分は、ナショナル・ミニマムに相当する水準とし、ナショナル・ミニマムは男子一人当り平均定期給与の三〇%相当額とする。

(3)定額部分は、被保険者期間に比例する増減はおこなわない。

(3)所得比例部分と年金ポイント

(1)所得比例部分は、定額部分に年金ポイント、被保険者期間を乗じて得た額とする。この場合、被保険者期間は、標準者の被保険者期間を基準として、各人の被保険者期間に応じて増減する。

(2)年金ポイントは、所得に比例する方式を確立するため新たに設け、全勤労者の所得と本人所得との対比によって求める。

(4)老齢年金の給付条件

(1)受給開始年齢は、当面現行通り六〇歳(特例も現行通り)とする。

(2)受給権を取得する被保険者期間は二〇年(特例も含み現行通り)とする。

ただし、この場合は、標準年金額に対して減額給付される。

(3)年金給付のための退職要件は六五歳までとし六五歳以上の減額は廃止する。なお六五歳未満の在職老齢年金については所得比例部分のみ支給。

(5)加給年金

年金受給者が扶養すべき子をもつときは、その子について加給年金を給付する。加給年金は、子一人につき、児童手当と同額とする。

(6)遺族年金と障害年金

(1)遺族年金ならびに障害年金の給付水準は、つぎにより算出される定額部分と所得比例部分の合算額とする。

a、両年金を通じて、定額部分は全額給付とする。

b、所得比例部分は、既述の算出方式によって算出された額に、つぎの率を乗じて得た額とする。

遺族年金の場合——五〇%

障害年金の場合——一級一二五%、二級一〇〇%、三級七五%

(2)遺族年金の給付条件を改善する。

(7)賃金スライド

年金の実質価値を維持し、かつ所得の変動との整合をはかるため、年金スライド制は、賃金上昇によるものとする

(8)厚生年金の財政

(1)保険料について。定額部分がナショナル・ミニマムとして設定されるときには、この部分の財政方式は賦課方式によるべきであろう。所得比例部分についてのみ、現状の段階的保険料方式(修正積立方式)を適用することが妥当といえる

(2)標準報酬月額について。標準報酬の上限は、常に賃金の反映度を高めるために、速やかな改訂がおこなえるよう措置すべきである。

(3)国庫補助について。国庫補助は、ナショナル・ミニマム確立に重点(ナショナル・ミニマムの三分の二)をおくことになるので、現行通り二〇%とすることはやむを得ない。

(4)積立金の管理・運用について。政府、学識経験者、使用者、被保険者各代表を構成員とする委員会がこれにあたるよう改める。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

